

氷見市移住婚出合い応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市での移住婚への出合いの促進に向けて、富山県外に住所を有し、氷見市に移住して結婚することを希望する者に対して、出合いのための交通費等を補助するため、氷見市補助金等交付規則第22条の規定に基づき、氷見市移住婚出合い応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、富山県外に住所を有し、一般社団法人日本婚活支援協会を通じて氷見市が募集するひみ婚会員に登録した39歳までの者であって、オンラインによる引き合わせが行われた他のひみ婚会員と、市内での対面による引き合わせに参加した者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 富山県内への移住が既に決定している者
- (2) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (3) その他市長が不適当と認めた者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、経済的かつ合理的であると認められる経路及び方法により県外の居住地から市内の目的地までの移動に要した公共交通機関の経費及び市内での宿泊費（必要と認められる場合に限る。また、食事に係る費用は含まれない。）とする。ただし、公共交通機関の経費は、鉄道、バス、航空機及び船舶を利用して移動する運賃及び料金で、グリーン料金やビジネスクラス料金等を除いたものとする。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金は、同一年度一人1回限りの交付とし、交付額は補助対象経費の合計額又は3万円のいずれか低い額とし、補助金額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、出発日の15日前までに、移住婚出合い計画書（様式第1号）を市へ提出しなければならない。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、帰着日から30日又は帰着日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、氷見市移住婚出会い応援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に交通費等の支払が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認める場合は、予算の範囲内において、交付決定及び額の確定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 補助金の交付を受けた者が虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。